年　　月　　日

保護者の皆様へ

静和幼稚園
園長　小林　勝

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和5年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（1人あたり）　（給付対象期間　令和5年4月～令和6年3月）

認定区分		年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども（1号認定子ども）		満3歳児	73,665	126,565	126,565	126,565	126,685	126,455	126,135	125,745	125,325	125,235	125,235	129,615
		3歳児	73,665	73,665	73,665	73,665	73,785	73,555	73,235	72,845	72,425	72,335	72,335	76,715
		4歳以上児	55,975	55,975	55,975	55,975	56,095	55,865	55,545	55,155	54,735	54,645	54,645	59,025
保育認定子ども（2・3号認定子ども）	標準時間	0歳児	211,490	211,440	211,370	211,250	207,210	211,250	207,090	211,320	205,160	205,470	211,490	217,260
	短時間		206,110	206,060	205,990	205,870	201,940	205,870	201,820	205,940	199,940	200,250	206,110	212,150
	標準時間	1・2歳児	125,720	125,670	125,600	125,480	123,160	125,480	123,040	125,550	121,960	122,270	125,720	135,780
	短時間		120,340	120,290	120,220	120,100	117,890	120,100	117,770	120,170	116,740	117,050	120,340	130,670
	標準時間	3歳児	73,530	73,480	73,410	73,290	72,160	73,290	72,040	73,360	71,560	71,870	73,530	86,580
	短時間		68,340	68,290	68,220	68,100	67,080	68,100	66,960	68,170	66,530	66,840	68,340	81,650
	標準時間	4歳以上児	56,450	56,400	56,330	56,210	55,420	56,210	55,300	56,280	54,990	55,300	56,450	70,350
	短時間		51,260	51,210	51,140	51,020	50,340	51,020	50,220	51,090	49,960	50,270	51,260	65,420

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	2,350	4,460	4,700	2,350	470	4,230	4,460	4,230	2,820	3,520	3,990	2,580
2号認定子ども	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700